

## ○誘導灯及び誘導標識の基準に基づく避難上必要があると認める防火対象物の指定

(平成 22 年 11 月 24 日消防告示第 2 号)

誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年消防庁告示第 2 号）第 4 第 3 号の規定に基づき、避難上必要があると認める防火対象物を次のとおり指定する。

- 1 乗降場が地下 3 層以下の層に存するもの
- 2 地下において複数の路線が乗り入れているもの

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。